

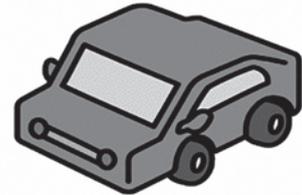
自動車税環境性能割

この税金は、自動車の取得に対して課税されるものです。

● 納める人

自動車（軽自動車及び特殊自動車（※）は、除きます。）を取得した人（ローンで購入した場合など所有権が売り主にある場合は、買い主である使用者が納めます。）

※ 特殊自動車とは、登録番号の種別・用途区分の分類番号が「9」又は「0」から始まる自動車です（分類番号とは、運輸支局を表示する文字の次にある1桁から3桁の数字のことで「札幌500へ1234」の場合、「5」をさします。）。



● 納める額

$$\text{取得価額（※）} \times \text{税率}$$

※ 取得価額には車両本体価格のほか、付属品のうち車両本体と一体となり着脱が困難なもの（オーディオ、エアコン、 Fogランプなど）の価額は含まれますが、フロアマット、標準工具、スペアタイヤなどの価額は含まれません。

自家用乗用自動車の例

《令和5年（2023年）12月31日まで》

燃費基準値達成度等			税率
電気自動車等（※1）			非課税
排出ガス基準 ★★★★★ （※2）	かつ	令和12年度（2030年度）燃費基準85%以上達成車	
		令和12年度（2030年度）燃費基準75%以上達成車	
		令和12年度（2030年度）燃費基準60%以上達成車	2%
上記以外又は令和2年度（2020年度）燃費基準未達成車			3%



《令和6年（2024年）1月1日から》

燃費基準値達成度等			税率
電気自動車等（※1）			非課税
排出ガス基準 ★★★★★ （※2）	かつ	令和12年度（2030年度）燃費基準85%以上達成車	
		令和12年度（2030年度）燃費基準80%以上達成車	
		令和12年度（2030年度）燃費基準70%以上達成車	2%
上記以外又は令和2年度（2020年度）燃費基準未達成車			3%

※1 電気自動車等とは、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車（平成30年（2018年）排出ガス基準適合（3.5t以下の自動車）又は平成21年（2009年）排出ガス基準NOx10%低減達成）及びプラグインハイブリッド自動車をいいます。

※2 排出ガス基準★★★★★とは、平成30年（2018年）排出ガス基準NOx50%低減達成車又は平成17年（2005年）排出ガス基準NOx75%低減達成車をいいます。

● 特例措置

クリーンディーゼル車については、令和3年（2021年）4月1日以後の取得分からガソリン車と同等に扱うこととされましたが、令和5年（2023年）12月31日までは経過措置が講じられています。（☞ P.48）

● 非課税・免税点など

区 分	要 件
免 税 点	取得価額が50万円以下の自動車の取得
非 課 税	相続による自動車の取得
	法人の合併等による自動車の取得
納 税 義 務 の 免 除	自動車販売業者から自動車を取得した場合で、自動車の性能が良好でないことなどの理由で、取得の日から1か月以内にその自動車販売業者に返還した場合
減 免	身体等に一定の障がいのある方が利用するための自動車の取得（☞ P.50）
	震災、風水害、落雷、火災などの災害（交通災害は除きます。）により、自動車を取得してから1か月以内に損壊した場合

（注） 申請方法等の詳しい内容については、札幌道税事務所自動車税部（☞ P.71）にお問い合わせください。

● 申告と納税

運輸支局に新規登録、移転登録等の申請をする際、道に申告（報告）と併せて、北海道税収入証紙（※）により納めます。

なお、この申告（報告）と納付を代理人（自動車販売業者など）に依頼したときは、必ず申告書（報告書）の控えを受け取り、申告（報告）内容及び納付の確認をしてください。

※ 北海道税収入証紙は、一般社団法人日本自動車販売協会連合会で販売しています。

● 市町村への交付

道に納められた自動車税環境性能割額の40.85%相当額は、道内の市町村に市町村道の面積の割合などに応じて交付されます。

さらに札幌市に対しては、道に納められた自動車税環境性能割額の33.25%相当額に道内に占める札幌市内の国道、道道の面積の割合などを乗じて得た額を加算して交付されます。

● 軽自動車税環境性能割（市町村税）

この税金は、軽自動車の取得に対して課税される市町村税ですが、当分の間、道が賦課徴収を行います。

自動車税種別割

この税金は、自動車の所有者に対して課税されるものです。

● 納める人

道内に定置場のある自動車（軽自動車及び特殊自動車（※）は、除きます。）の所有者（ローンで購入した場合など所有権が売り主にある場合は、買い主である使用者です。）

※ 特殊自動車は、43ページ自動車税環境性能割の「納める人」をご覧ください。

（注）ここでいう所有者・使用者とは、車検証に記載されている所有者・使用者のことをさします。

● 納める額

税率（税額）は、自動車の種類や大きさ、自家用・営業用の区分により定められています。

なお、環境負荷に応じて税率を軽減又は重課するグリーン化特例が導入されています。（☞ P.49）

▶ 主な税率の例

	区 分		標 準	軽 課		重 課
	用 途	総排気量又は最大積載量		50%軽減	75%軽減	
乗 用 車	営業用	1ℓ超 1.5ℓ以下	8,500円	4,500円	2,500円	9,700円
		1ℓ超 1.5ℓ以下	30,500円 (34,500円)	—	8,000円	— (39,600円)
	自家用	1.5ℓ超 2ℓ以下	36,000円 (39,500円)	—	9,000円	— (45,400円)
		2ℓ超 2.5ℓ以下	43,500円 (45,000円)	—	11,000円	— (51,700円)
普通型 トラック	営業用	4ℓ超 5ℓ以下	18,500円	—	5,000円	20,300円
	自家用	4ℓ超 5ℓ以下	25,500円	—	6,500円	28,000円

※ 括弧内の税率は、令和元年（2019年）9月30日までに初回新規登録を受けた自家用乗用自動車の税率です。

● 減免

身体等に障がいのある方やそのご家族、社会福祉施設等が所有する自動車で、身体等に障がいのある方のために使用するものについては、申請により自動車税種別割の減免を受けることができます。（☞ P.50）

● 申告と納税

毎年4月1日現在の自動車の所有者（所有権が留保されているときは使用者）が、納税通知書により、納期限（5月31日）までに納めます。

なお、4月1日以後に自動車を購入するなどした場合は、運輸支局に登録申請する際、道に申告（報告）と併せて、北海道税収入証紙（※）により納めます。

この申告（報告）と納付を代理人（自動車販売業者など）に依頼したときは、必ず申告書（報告書）の控えを受け取り、申告（報告）内容及び納付の確認をしてください。

※ 北海道税収入証紙は、一般社団法人日本自動車販売協会連合会で販売しています。

● 納税証明書

運輸支局と北海道のシステム連携により、継続検査又は構造等変更検査時に自動車税種別割の納税証明書の提示を省略することができます。

なお、運輸支局で納税確認ができるまで、納付後1週間から10日程度かかるため、納付後すぐに継続検査又は構造等変更検査を行う場合は、納税証明書の提示が必要になることがあります。

● 税金の減額

自動車を抹消登録した場合は、抹消した翌月から3月までの税額が減額になります。
なお、移転登録（名義変更）の場合は減額されません。

● 使用しない自動車は

車検切れなどで使用しない自動車は、運輸支局で必ず抹消の登録をしてください。

Q & A

自動車税（種別割）

Q1

所有していない自動車の納税通知書が届いた場合

現在所有していない自動車の納税通知書が届いたのですが、どうしてですか。

A

自動車税種別割は、4月1日現在で運輸支局に登録されている所有者（所有権が留保されているときは使用者）に課税される税金です。

現在お持ちではない自動車の納税通知書が届いた場合は、3月31日までに抹消登録や移転登録（名義変更）の手続がされていないものと考えられます。

また、4月以降に売買などで自動車を譲渡し移転登録（名義変更）した場合は、今年度はあなたに納税義務があります。翌年度からは、譲渡した相手方に納税通知書が送付されます。

代理人（自動車販売業者など）に登録手続を依頼した場合は、登録手続が完了しているか必ず確認してください。登録手続が完了していないと、翌年度以降も納税通知書が送付されることになります。

Q2

自動車を廃車した場合

廃車にした場合は、税金は減額（還付）になりますか。

A

廃車にするときは、運輸支局で抹消登録の手続をしてください。抹消した翌月から3月までの税額が月割りで減額（還付）になります。

なお、抹消手続に必要な書類が用意できないなどの事情のため、運輸支局での抹消登録ができない場合は、自動車を解体のうえ、所定の手続を行うと、月割りで減額（還付）になります。

Q3

引っ越した場合

引っ越しをして住民票を移したのに、納税通知書が届かないのですが、どうしてですか。

A

住民票を移しただけでは、納税通知書の住所（送付先）は変更されません。運輸支局で、車検証の住所変更の手続をしてください。

納税通知書は、毎年5月上旬に送付しています。

届いていない人は、札幌道税事務所自動車税部（☎ P.71）にお問い合わせください。

Q4

グリーン化特例とは

グリーン化特例によって、自動車税種別割の税額が低くなる場合又は高くなる場合がありますか。

A

地方税法における自動車の環境対策として、平成14年度（2002年度）から、自動車の環境に及ぼす影響に応じた税制（グリーン化特例）が導入されています。（☎ P.49）

Q5

軽自動車税種別割の問い合わせ先

軽自動車税種別割（軽自動車、バイク等）についての問い合わせ先は、どこになりますか。

A

軽自動車（軽自動車、バイク等）の所有に対して課税される軽自動車税種別割は、市町村税です。使用の本拠地がある市町村にお問い合わせください。

Q6

自動車の登録手続先

自動車の登録手続は、どこでするのですか。

A

自動車の登録手続は、運輸支局で行います。

運輸支局では、自動車登録テレホンサービスを24時間・年中無休で行っています。

登録手続などについてご不明な点がございましたら、次の電話番号にお問い合わせください。

また、北海道運輸局ホームページ（<https://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/index.html>）でも詳細が確認できます。

札幌ナンバー	札幌運輸支局	TEL:050-5540-2001
函館ナンバー	函館運輸支局	TEL:050-5540-2002
室蘭ナンバー 苫小牧ナンバー	室蘭運輸支局	TEL:050-5540-2004
帯広ナンバー	帯広運輸支局	TEL:050-5540-2006
釧路ナンバー 知床ナンバー（※1）	釧路運輸支局	TEL:050-5540-2005
北見ナンバー 知床ナンバー（※2）	北見運輸支局	TEL:050-5540-2007
旭川ナンバー	旭川運輸支局	TEL:050-5540-2003

※1 定置場が「野付郡別海町」「標津郡中標津町」「標津郡標津町」「目梨郡羅臼町」に所在する自動車。

※2 定置場が「斜里郡斜里町」「斜里郡清里町」「斜里郡小清水町」に所在する自動車。

自動車税の特例措置

1 自動車税環境性能割の特例措置

● クリーンディーゼル車の経過措置

令和3年（2021年）3月31日までに取得したクリーンディーゼル車（※）については、自動車税環境性能割は非課税とされていましたが、税制改正により令和3年（2021年）4月1日以後の取得分からはガソリン車と同等に扱うこととされました。

ただし、令和5年（2023年）12月31日までの間に取得されるクリーンディーゼル車に対しては、経過措置が講じられています。

※ クリーンディーゼル車とは、平成30年（2018年）排出ガス基準適合又は平成21年（2009年）排出ガス基準適合のディーゼル車をいいます。

燃費基準値達成度等		取得年月	
		令和5年（2023年）4月1日～ 令和5年（2023年）12月31日	
平成30年（2018年） 排出ガス基準適合 又は 平成21年（2009年） 排出ガス基準適合	かつ	令和12年度（2030年度） 燃費基準60%以上達成車	非課税
		上記以外又は 令和2年度（2020年度） 燃費基準未達成車	3%

● バリアフリー・ASV特例による軽減

ノンステップバス、リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシーなど一定のバリアフリー車両又は側方衝突警報装置を搭載したトラックなど一定の先進安全自動車の取得に係る課税標準の特例措置があります。



2 自動車税種別割のグリーン化特例

地球温暖化や大気汚染を防止する観点から、環境負荷の小さい自動車の開発・普及を促すため、排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減（軽課）する一方、新車として登録されてから一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする（重課）税率の特例措置が実施されています。

● 環境負荷の小さい自動車に対する軽課

次の自動車については、初回新規登録した翌年度に限り自動車税種別割の税率が軽減されます。
自家用乗用自動車の例

対象車種	軽課割合
	令和4年（2022年）4月1日～ 令和5年（2023年）3月31日に新車登録
電気自動車等（※1）	税率を概ね75%軽減

※1 電気自動車等については、43ページ「自家用乗用自動車の例」※1をご覧ください。

● 環境負荷の大きい自動車に対する重課

次の自動車については、自動車税種別割の税率が上乘せされます。

対象車種		対象条件	重課割合
ディーゼル自動車	バス・トラック	4月1日現在で、初回新規登録後11年を超えるもの	税率を概ね10%重課
	バス・トラック以外		税率を概ね15%重課
ガソリン自動車・LPG自動車	バス・トラック	4月1日現在で、初回新規登録後13年を超えるもの	税率を概ね10%重課
	バス・トラック以外		税率を概ね15%重課

（注）電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、一般乗合用バス、被けん引自動車、ハイブリッド自動車のうちガソリンを燃料とするものを除きます。



自動車税の減免

1 身体等に障がいのある方の自動車税の減免

身体等に障がいのある方のために使用する自動車で、一定の要件に当てはまるものは、申請により自動車税環境性能割及び自動車税種別割の減免の適用を受けることができます。

● 減免の対象となる障がいのある方の範囲

身体等に障がいのある方で次の範囲の障がいを有する方（以下「身体障がい者の方」といいます。）です。

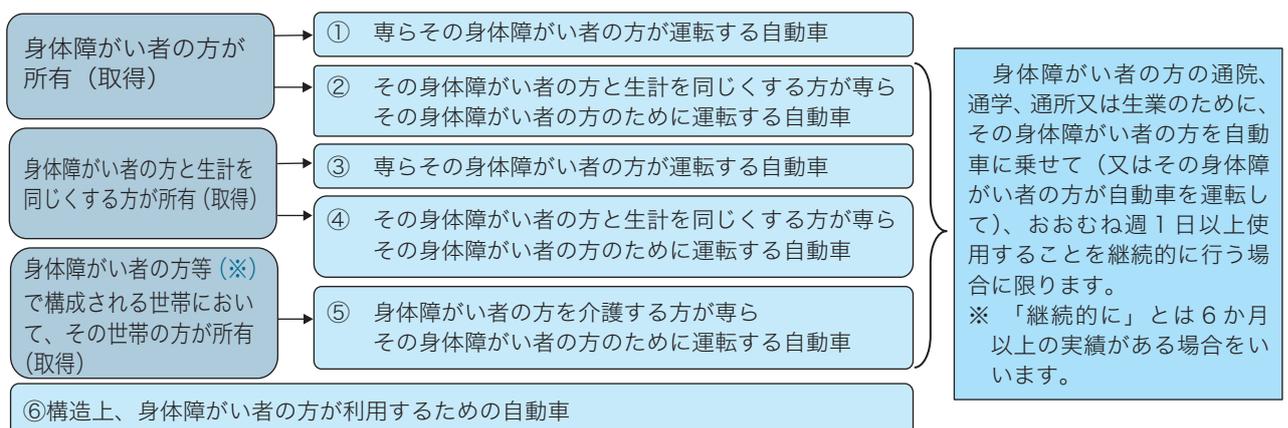
- 身体障害者手帳の交付を受けている方

障がいの区分		障がいの等級
視覚	障害	1級～4級
聴覚	障害	2級・3級
平衡機能	障害	3級・5級
音声機能	障害	3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）
上肢	不自由	1級～3級
下肢	不自由	1級～6級
体幹	不自由	1級～3級・5級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級～3級
	移動機能	1級～6級
心臓機能	障害	1級・3級・4級
じん臓機能	障害	1級・3級・4級
呼吸器機能	障害	1級・3級・4級
ぼうこう・直腸機能	障害	1級・3級・4級
小腸機能	障害	1級・3級・4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級～4級
肝臓機能	障害	1級～4級

（注） 2つ以上の障がいの区分に重複して障がいを有する方は、個々の障がいの区分についていずれかの障がいの等級に該当することが必要です。

- 療育手帳の交付を受けている方
- 精神障害者保険福祉手帳の交付をうけている方（手帳の有効期限が切れていないものに限る。）
- 戦傷病者手帳の交付をうけている方で一定の範囲の障がいを有する方

● 減免の対象となる自動車



※ 身体障がい者の方と障がいの等級にかかわらず身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている方をいいます。

● 減免を受ける場合の申請期限

- ▶ 環境性能割
登録日の2か月後
- ▶ 種別割

区 分	申 請 期 限 (※)
4月1日に減免要件に該当している方	納期限（5月31日）
年度の途中で減免要件に該当した方 （障害者手帳の新規交付など）	要件に該当した日の2か月後
身体障がい者の方のために使用する自動車を入れ替えた方 又は新規に購入された方	登録日の2か月後

※ 申請は、最寄りの総合振興局、振興局又は道税事務所（☎ P.68）で受け付けています。

2 社会福祉施設等に係る自動車税の減免

社会福祉施設等の設置者又は運営者が所有する自動車で、一定の要件に当てはまるものは、申請により自動車税環境性能割及び自動車税種別割の減免の適用を受けることができます。

● 対象となる施設

区 分	該 当 施 設
児童福祉法に規定する施設	児童発達支援センター、障害児入所施設、児童心理治療施設、障害児通所支援事業（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス）を行う施設
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に規定する施設	障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を行う施設、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム
生活保護法に規定する施設	救護施設、医療保護施設
老人福祉法に規定する施設	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設、軽費老人ホーム（ケアハウスに限る。）
身体障害者福祉法に規定する施設	身体障害者福祉センター、盲導犬訓練施設
介護保険法に規定する施設	介護老人保健施設（第二種社会福祉事業に限る。）、認知症対応型共同生活介護事業を行う施設
国の要綱等に定める施設	地域共同作業所（補助金の交付を受けているものに限る。）、盲人ホーム、身体障害者福祉工場、知的障害者福祉工場

● 対象となる自動車

上記施設の設置者又は運営者が所有する自動車で、専らその施設の入所者や通所者の通所・通園の用に供する自動車を対象となります。

（注）リースにより使用している自動車や、施設の職員のために使用する自動車は対象になりません。